

★今号のTOPIC★ 相続シリーズ② 相続人と法定相続分

さて、相続が開始しました。そこで、相続人となるのは誰なのでしょう？亡くなった人の配偶者は必ず相続人となるのでしょうか？離婚をしている場合、前配偶者は相続人となる？子供は？実子と養子の違いはあるの？今月号では、なんとなく知っているようで、でも正確にはわからないなあ・・・そこで【相続人と法定相続分】についてお届けします。

【相続人(法定相続人)】

相続とは亡くなった人の財産を受け継ぐことです。そしてその財産を受け継ぐ人のことを相続人といいます。さらに、誰が相続人になるか（これを「法定相続人」といいます。）や相続人の中での順位（相続人となるの順番）は民法に定められています。

相続人とその順位については次のとおりです！

☆配偶者は常に相続人

☆第1順位：子（本人より先に死亡している場合は孫）

子や孫のことを「直系卑属」といいます。

☆第2順位：父母（本人より先に死亡している場合は祖父母）

父母・祖父母のことを「直系尊属」といいます。

☆第3順位・兄弟姉妹（本人より先に死亡している場合は甥姪）

兄弟姉妹のことを「傍系親族」といいます。



なお、第2順位（次順位）の相続人は、第1順位（先順位）の相続人が死亡などするして相続人でなくなった場合に相続人となります。第1順位と第2順位は共存しないのです・・・

また、父母・祖父母や兄弟姉妹には配偶者の父母・祖父母や兄弟姉妹は含みません。

ここでQ&A！相続人になる？ならない？

- | | |
|--------------------------------|------------------------------|
| Q 1. 離婚した配偶者 | A. なりません。 |
| Q 2. 離婚した配偶者との子。前配偶者が親権を持っている。 | A. なります。親権に関係なく子は第1順位の相続人です。 |
| Q 3. 養子 | A. なります。 |
| Q 4. 第三者と養子縁組した自分の子 | A. なります。特別養子縁組の場合はなりません。 |
| Q 5. 勘当した子 | A. なります。 |

【法定相続分】

民法では、法定相続人が相続する相続財産についてその割合が決めています。これを法定相続分といいます。各相続人が取得する割合は、下記の表のとおりです。

①配偶者がいる場合

	相続人					
	配偶者と子		配偶者と直系尊属		配偶者と兄弟姉妹	
	配偶者	子	配偶者	直系尊属	配偶者	兄弟姉妹
法定相続分	1/2	1/2	2/3	1/3	3/4	1/4

②配偶者がいない場合

	相続人		
	子のみ	直系尊属のみ	兄弟姉妹のみ
	子	直系尊属	兄弟姉妹
法定相続分	全部	全部	全部

※同順位の子、父母、兄弟姉妹がいる場合はその相続分は均等になります。

大切なお知らせ

土地の相続登記が義務化へ！

2021年4月21日、所有者不明土地問題を解決するための民法、不動産登記法など関連法の改正法が成立しました。

改正法の内容は、土地の相続や所有者の住所を変更した際の登記申請を義務化し、違反した場合は過料を科すというもの。管理が難しくなった土地を国庫に返納できる制度を新設し、持主が誰か分からない土地の管理を強化するのが目的です。

これまで任意だった相続と住所変更の登記申請は義務化され、相続は土地の取得を知ってから3年以内、住所変更は2年以内に申請が必要になりました。違反すれば相続は10万円以下、住所変更は5万円以下の過料が課されます。

※施行日は決まり次第お知らせします。

タスク司法書士法人では、遺言書・遺産分割協議書・法定相続情報の作成、不動産登記等の相続に関する業務を幅広く手掛けていますので、お気軽にお問合せください！

次号の予告TOPIC 相続シリーズ③遺留分(いりゆうぶん)を知ろう！